

## 土佐清水市持続化給付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金等交付規則（平成22年3月30日規則第11号。以下「規則」という。）第20号の規定に基づき、土佐清水市持続化給付金（以下「給付金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業自粛等により、大きな影響を受けている土佐清水市内で営業している中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及び土佐清水市に住民登録のあるフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）に対して、事業の継続を下支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付することを目的とする。

### (給付対象者及び給付額)

第3条 給付金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、別表第1に定める要件のいずれにも該当しなければならない場合と別表第2に定める要件のいずれにも該当しなければならない場合がある。給付金の給付額は、同表に定める計算により算出した金額とする。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとし、第6条に該当する者は給付の対象外となる。

### (給付申請)

第4条 給付金の申請期間は、令和2年8月1日から令和3年2月28日までとする。

- 2 申請者は、給付金の給付を受けようとするときは、様式第1号による給付申請書を原則として郵送により市長に提出するものとする。なお、郵送の場合において、申請期間内の消印は有効とする。
- 3 申請者が中小法人等の場合、前項の申請にあたっては、次の証拠書類等を提出しなければならない。

(1) 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表1の控え（收受日付印が押されていること）の写し及び法人事業概況説明書の控えの写し

(2) 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）

(3) 法人名義の振込先口座の通帳の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

- 4 申請者が個人事業者等の場合、第2項の申請にあたっては、次の証拠書類等を提出しなければならない。

(1) 青色申告を行っている場合は、次のアからオの全て。

ア 2019年分の確定申告書第1表の控えの写し（收受日付印が押されていること）

イ 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも可能とする。以下同じ。）

ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

エ 運転免許証などの本人確認書類写し

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 白色申告を行っている場合は、次のアからオの全て。

- ア 2019年分の確定申告書第1表の控えの写し（収受日付印が押されていること）
- イ 対象月の月間事業収入がわかるもの
- ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- エ 運転免許証などの本人確認書類写し
- オ その他市長が必要と認める書類

5 申請者が主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合、第2項の申請にあたっては、次の証拠書類等を提出しなければならない。

- (1) 2019年分の確定申告書第1表の控えの写し（収受日付印が押されていること）
- (2) 対象月の業務委託契約等収入がわかるもの
- (3) 業務委託契約等収入があることを示す書類
- (4) 申請者本人名義の国民健康保険証の写し（有効期限内であり、かつ、資格取得の日が2019年以前のものに限る。）
- (5) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (6) 運転免許証などの本人確認書類写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

（宣誓・同意事項）

第5条 次の各号のいずれにも宣誓又は同意した者でなければ、給付金を給付しない。

- (1) 第3条の要件を満たしていること。
- (2) 前条の給付申請書の記載事項及び証拠書類等（以下「基本情報等」という。）に虚偽のないこと。
- (3) 次条の不給付要件に該当しないこと。
- (4) 関係書類の提出指導、事業聴取及び立入検査等の調査に応じること。
- (5) 市と国の持続化給付金は併用できないこと。
- (6) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、賄賂、その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実と異なる内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第9条の規定に従い給付金の返還等を行うこと。
- (7) 市の職員が給付要件確認のために、申請者の申告状況を確認すること。
- (8) 別紙で定める暴力団排除に関する誓約事項

（不給付要件）

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を給付しない。

- (1) 国が実施する持続化給付金（以下「国給付金」という。）の給付を受けた者又は対象となる者
- (2) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務委託営業」を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織若しくは団体
- (6) 前各号に掲げる者の他、本給付金の目的に照らして適当でないと市長が判断する者

（給付決定）

第7条 市長は、申請内容の適格性等の確認を踏まえ、申請者に対する給付金額を決定する。また、給付が決定した場合には給付通知を、不給付が決定した場合には不給付通知を申請者に送付する。

2 市長は、給付金額を決定したときは、その金額を申請者の銀行口座に速やかに振り込むことにする。

(実績報告及び確定)

第8条 給付金に係る実績報告は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 給付金額の確定は、前条第1項に規定する給付金の決定によりなされたものとみなす。

(給付金に係る不正受給等への対応)

第9条 申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが疑われる場合は、市長は次の各号の対応を行う。

2 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査を実施し、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、すでに給付した給付金について調査を行う場合も同様とする。

3 市長は、調査の結果、申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが判明した場合には、当該申請者に対し、給付金の返還に係る通知を行う。

(給付金の返還)

第10条 給付金の決定を受けた者で、次のいずれかに該当するものは、給付金を返還しなければならない。

(1) この要綱に定める給付要件を満たさないことが明らかになった者

(2) 虚偽の申請等により給付を受けた者

(3) 給付金の給付を受けた後において、国給付金の給付対象となった者

(証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報等の特例)

第11条 申請者が中小法人等であって、申請日が、その属する事業年度の直前の事業年度の確定申告の申告期限内であり、又は申告期限が延長されており、かつ当該確定申告を完了していない場合には、第4条第3項の証拠書類等について、対象月の属する事業年度の2事業年度前の確定申告書類で代替することができる。また、その他相当の事由により提出できないものと認められるときは、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入額を証明できる書類で代替することができる。

2 申請者が中小法人等であって、法人名が変更された場合（対象月の属する事業年度に合併により法人名が変更された場合を除く。）には、法人番号に変更がないときは同一の法人とみなし、法人番号に変更があるときは別法人とみなす。

3 申請者が個人事業主等であって、2019年の確定申告書類等の控えを提出できない場合には、次のいずれかの書類で代替することを認めるものとする。

(1) 2019年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合は、2019年分の住民税申告書類の控え

(2) 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和2年4月6日国税庁）に基づき、2019年の確定申告を完了していない場合は、2018年分の確定申告書類等の控え

(3) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を給与として得ており、2019年の所得税の確定申告の義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために提出できない場合は 税理士の確認を受けた確定申告を

要しないこと及び収入金額に係る申立書

- 4 別表第1と別表第2に規定する給付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、別表第1と別表第2の規定にかかわらず、別表第3に定める証拠書類等を提出することで、別表第3の算定式及び基本情報等を用いて給付額の算定を行うことができるものとする。ただしこの場合においても、給付額は10万円若しくは20万円を超えないものとし、1,000円未満の額は切り捨てる。
- (1) 2019年1月から12月の間に設立した法人である場合、又は開業した場合
  - (2) 月あたりの事業収入の変動が大きい場合
  - (3) 事業収入を比較する2つの月の間に合併を行った中小法人等、又は事業の承継を受けた個人事業者等である場合
  - (4) 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合
  - (5) 連結納税を行っている中小法人等である場合
  - (6) 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合
  - (7) 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合
  - (8) 2020年1月から3月の間に設立した法人である場合、又は開業した場合（2019年1月から12月の間に法人を設立又は開業し、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合を含む。）

(情報の開示)

第12条 給付事務等に関して、土佐清水市情報公開条例（平成11年高知県条例第2号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	給付対象者	給付額
<p>中小法人等</p>	<p>1 2020年1月1日時点において市内に事業所を有し、次の(1)又は(2)のうちいずれか一つの要件を満たす法人であること。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であること。</p> <p>(1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。</p> <p>(2) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。</p> <p>2 2019年以前から事業により事業収入（確定申告書（法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。（売上を得ており、今後も事業を継続する意思があること。）</p> <p>3 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2020年1月から12月までの間で、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策としての休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出するものとする。</p>	<p>給付額は20万円を超えない範囲で、対象月の属する事業年度の直前の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。1,000円未満の端数がある場合はその額は切り捨てる。また、給付額について10万円未満の場合は給付対象外とする。</p>
<p>個人事業者等</p>	<p>1 2019年度以前から事業により事業収入（確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項37号に規定する確定申告書を示す。以下同じ。）第1表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものとし、2019年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとする。以下同じ。</p> <p>ただし、第11条第3項の規定に基づき市民税又は県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控を用いる場合は、2019年の年間事業収入は市民税・県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。）（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある</p>	<p>給付額は10万円とし、2019年の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。また、給付額について10万円未満の場合は給付対象外とする。</p>

2020年1月1日時点で土佐清水市に住民登録のある個人事業者であること。

2 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2020年1月から12月までの間で、前年同月比で事業収入が20%以上50%未満減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策としての休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出するものとする。

3 前項において、青色申告を行っている者の場合は、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いること。ただし、青色申告を行っている者で、次に掲げる事項のいずれかを満たす場合は次項によるものとする。

(1) 所得税青色申告決算書を提出しないことを選択した場合

(2) 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合若しくは記載の必要がない場合

(3) 相当の事由により当該書類を提出できない場合

4 第2項において、白色申告を行っている者の場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は第11条第3項の規定に基づき住民税の申告書類の控えを用いる場合には、2019年の月次の事業収入が記載されないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

別表第2（第3条関係）

	給付対象者	給付額
<p>主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 2019年以前から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ており（確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）第一表における「収入金額等」の「雑 その他」及び「給与」の欄に記載される収入金額のうち、業務委託契約等収入であるもの（以下「年間業務委託契約等収入」という。）が、他のいずれの収入（確定申告書第一表における「収入金額等」及び当該確定申告書第一表と同年分の確定申告書第三表における「収入金額」のそれぞれの所得区分（税務上、譲渡所得又は一時所得として扱われるものを除く。）の収入欄に記載される収入金額（ただし、それぞれの所得区分の収入欄に記載される収入金額に業務委託契約等収入が含まれる場合には、当該業務委託契約等収入を差し引いたもの。）をいう。）も下回らないことをいう。）、今後も事業を継続する意思があること。</li> <li>2 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019年の月平均の業務委託契約等収入（2019年の年間業務委託契約等収入の金額を12（第11条第2項第1号に該当する場合であって、別表3の1の項の証拠書類等の特例を用いる場合にあっては、2019年の開業後月数（開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす。））で除したものをいう。以下同じ。）と比較して、業務委託契約等収入が20%以上50%未満減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月の間で、2019年の月平均の業務委託契約等収入と比較して、月間の業務委託契約等収入が20%以上50%未満減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、対象月の業務委託契約等収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出するものとする。</li> <li>3 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではないこと。</li> <li>4 第11条第1項第1号の規定に基づき、税理士の確認を受けた様式3に定める「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」を用いる場合にあっては、前項に定める確定申告書におけるそれぞれの収入金額は、当該申立書に記載されたそれぞれの収入金額で代替するものとする。</li> </ol>	<p>給付額は10万円とし、2019年の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。また、給付額について10万円未満の場合は給付対象外とする。</p>

	<p>5 第11条第1項第2号又は第3号の規定に基づき、市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控えを用いる場合にあつては、第1項に定める確定申告書におけるそれぞれの収入金額は、市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）におけるそれぞれの収入金額の相当するもので代替するものとする。</p>	
--	---	--



## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 暴いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

別表第3（第11条関係）

中小法人等の場合

場合	証拠書類等の特例	算定式及び基本情報等の特例
<p>1 2019年1月から12月の間に設立した法人である場合</p>	<p>対象月の月間事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて20%以上50%未満減少している場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。</p> <p>(1) 第4条第3項で定める証拠書類等（2019年中に複数の事業年度が存在する場合には、2019年中の全ての事業に係るものを提出すること。）</p> <p>(2) 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2019年1月1日から12月31日までの間であること。）</p>	<p><math>A \div M \times 12 - B \times 12</math></p> <p>A：2019年の年間事業収入 M：2019年の設立後月数（設立した日の属する月も、操業日数に関わらず、1か月とみなす。）</p> <p>B：対象月の月間事業収入</p>
<p>2 月あたりの事業収入の変動が大きい場合</p>	<p>少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（以下「対象期間」という。）の事業収入の合計が、前年同期間の3か月（以下「基準期間」という。）の事業収入の合計と比べて20%以上50%未満減少している場合であって、基準期間の属する事業年度の年間事業収入の20%以上50%未満に相当する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の20%以上50%未満に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は2020年12月以前でなければならない。また、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されていない場合、本特例を用いることができない。</p> <p>(1) 第4条第3項で定める証拠書類等（基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には、第4条第3項第1号の証拠書類等について、当該期間の全ての期間の分を月間事業収入がわかる形で提出すること。また、対象期間が複数の事業年度にまたがる場合には、第4条第3項第2号の証拠書類等について、当該期間の全ての期間の分を提出すること。）</p>	<p><math>A - B</math></p> <p>A：基準期間の事業収入の合計 B：対象期間の事業収入の合計</p>

<p>3 事業収入を比較する2つの間に合併を行っている場合</p>	<p>次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。ただし、2019年以前に合併を行った法人はこの特例を適用できず、2019年1月から12月の間に合併した法人は、第11条第4項第3号の特例を適用することを可能とする。</p> <p>(1) 第4条第3項で定める証拠書類等（第4条第3項第1号については、合併前の各法人に係るものであり、2019年中に複数の事業年度が存在する場合には、2019年中の全ての月間事業収入がわかるものとする。また、第4条第3項第2号から第4号までについては合併後の法人に係るものとする。）</p> <p>(2) 第履歴事項全部証明書（合併年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。）</p>	<p><math>A - B \times 12</math></p> <p>A：合併前の各法人の2019年の年間事業収入の合計 B：合併後の法人の対象月の月間事業収入</p>
<p>4 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合</p>	<p>次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。</p> <p>(1) 第4条第3項で定める証拠書類等（第4条第3項第1号については、罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度に係るもの。）</p> <p>(2) 罹災証明書等（2018年又は2019年に発行されたものに限る。）</p>	<p><math>A - B \times 12</math></p> <p>A：罹災証明等を受けた日の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入 B：対象月の月間事業収入</p>
<p>5 連結納税を行っている場合</p>	<p>個別法人ごとに第3条に規定する要件を満たす場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。なお、この特例は、第11条で定める他の特例と併用することができる。</p> <p>(1) 第4条第3項で定める証拠書類等（確定申告書別表1の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替するものとする。）</p>	<p><math>A - B \times 12</math></p> <p>A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入 B：対象月の月間事業収入</p>
<p>6 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合</p>	<p>申請者は法人であるが、事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。ただし、2019年以前に法人化した法人はこの特例を適用できず、2019年1月から12月の間に法人化した法人は、第11条第4項第1号の特例を適用することを可能とする。</p>	<p><math>A - B \times 12</math></p> <p>ただし、給付額の上限額については、法人の設立年月日が2020年4月1日までである場合には20万円を上限とし、</p>

	<p>(1) 第4条第3項で定める証拠書類等（第1号については、2019年分の法人化前の個人事業者に係るものとし、第2号及び第3号については、法人化後の法人に係るものとする。）</p> <p>(2) 法人設立届出書（法人税法第148条）又は個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条）（法人設立届書の場合は、法人設立届書の「設立の形態」欄において、「1個人企業を法人組織とした法人である場合」選択しており、「整理番号」に個人の確定申告の番号を記載していること。個人事業の開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が事業収入を比較する2つの月の間であること。）</p>	<p>2020年4月2日以降の場合には10万円を上限額とする。</p> <p>A：2019年の法人化前の個人事業者の事業収入</p> <p>B：対象月における法人化後の法人の月間事業収入</p>
<p>7 特定非営利活動法人及び公益法人等（法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人）の場合</p>	<p>次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報等の特例にすることができる。ただし、月次の収入を確認できない場合は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の月平均の年間収入と対象月の月間収入を比較することとする。</p> <p>(1) 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入がわかるもの（例えば、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入がわかるもの又はこれに類するもの。）</p> <p>(2) 対象月の月間収入がわかるもの（対象月の属する事業年度の年間収入がわかるものとして提出書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。）</p> <p>(3) 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>(4) 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類等</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>	<p><math>A - B \times 12</math></p> <p>A：対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間収入</p> <p>B：対象月の月間収入</p> <p>ただし、A及びBの収入については、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等という営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とする。</p>

<p>8 2020年1月から3月の間に設立した法人である場合（2019年1月から12月の間に法人を設立し、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合を含む）</p>	<p>2020年1月から3月の間に法人を設立した場合であって、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の法人を設立した日の属する月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が20%以上50%未満減少した月が存在する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 2020年の法人を設立した日の属する月から2020新規創業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士の確認を受けたものであること。</li> <li>ロ 法人名義の振込先口座の通帳の写し</li> <li>ハ 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2020年1月1日から3月31日の間であること。</li> <li>ニ その他市長が必要と認める書類</li> </ul> <p>(2) 2019年1月から12月の間に法人を設立した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合であって、2020年1月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が20%以上50%未満減少した月が存在する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。なお、この場合において、2019年の事業収入が存在しないことを基本情報として入力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 2020年1月から2020新規創業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士の確認を受けたものであること。</li> <li>ロ 法人名義の振込先口座の通帳の写し</li> <li>ハ 履歴事項全部証明書（法人の設立年月日が2020年1月1日から3月31日の間であること。）</li> <li>ニ その他市長が必要と認める書類</li> </ul>	<p><math>A \div M \times 6 - B \times 6</math></p> <p>A：2020年1月から3月の間の事業収入の合計</p> <p>M：法人を設立した日の属する月から2020年3月の間の設立後月数（法人を設立した日の属する月は、操業日数に関わらず、1か月とみなす。ただし、2019年1月から12月の間に法人を設立し、2019年の事業収入が存在しないために本特例を用いる場合は、3とする。）</p> <p>B：2020新規創業対象月の月間事業収入</p>
--	---	---

個人事業者等の場合

場合	証拠書類等の特例	算定式及び基本情報等の特例
<p>1 2019年1月から12月の間に開業した場合</p>	<p>対象月の月間事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて20%以上50%未満減少している場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。</p> <p>(1) 第4条第4項で定める証拠書類等</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2019年12月31日以前で、当該届出書の提出日が2020年4月1日以前であり、税務署受付印が押印されていること。）</p> <p>イ 事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）（事業開始の年月日が2019年12月31日以前で、当該申告書の提出日が2020年4月1日以前であり、受付印等が押印されていること。）</p> <p>ウ 上記ア及びイ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類（事業開始の年月日が2019年12月31日以前であること。）</p>	<p><math>A \div M \times 12 - B \times 12</math></p> <p>A：2019年の年間事業収入 M：2019年の開業後月数（開業した月は、操業日数に関わらず、1か月とみなす。） B：対象月の月間事業収入</p>
<p>2 月あたりの事業収入の変動が大きい場合</p>	<p>少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（以下「対象期間」という。）の事業収入の合計が、前年同期間の3か月（以下「基準期間」という。）の事業収入の合計と比べて20%以上50%未満減少している場合であって、基準期間の事業収入の合計が、2019年の年間事業収入の20%以上50%未満に相当する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。ただし、基準期間が2018年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の20%以上50%未満に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は2020年12月以前でなければならない。</p>	<p><math>A - B</math></p> <p>A：基準期間の事業収入の合計 B：対象期間の事業収入の合計</p>

	(1) 第4条第4項で定める証拠書類等（基準期間及び対象期間が複数年にまたがる場合には、第4条第4項第1号アの証拠書類等についても、当該期間の全ての期間分を提出する必要がある。）	
3 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合	<p>次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。ただし、2019年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できない。なお、2019年1月から12月の間に承継を受けた者は、第11条第4項第1号の特例を適用することを可能とする。</p> <p>(1) 第4条第4項で定める証拠書類等（第4条第4項第1号ア及び同項第2号アについては、事業の承継を行った者の名義に係るものとし、その他証拠書類等については事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。）</p> <p>(2) 個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、2019年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業日等日」欄において開業日が2020年1月1日から同年4月1日までの間とれており、提出日が開業日から1か月以内で、税務署受付印が押印されていること。）</p>	$A - B \times 12$  A：事業の承継を行った者の2019年の年間事業収入 B：事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入
4 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合	<p>次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報等の特例によることができる。</p> <p>(1) 第4条第4項で定める証拠書類等（第4条第4項第1号ア又は同項第2号アについては、罹災証明等を受けた年の前年分に係るもの。）</p> <p>(2) 罹災証明書等（2018年又は2019年に発行されたものに限る。）</p>	$A - B \times 12$  A：罹災証明等を受けた年の前年の年間事業収入 B：対象月の月間事業収入
5 2020年1月から3月の間に開業した場合（2019年1月から12月の間に開業し、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合を含む）	<p>2020年1月から3月の間に開業した場合であって、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の開業日の属する月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が20%以上50%未満減少した月が存在する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>イ 2020年の開業日の属する月から2020新規開業対象月の間の事業収入が記載されており、税理士の確認を受けたものであること。</p> <p>ロ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>ハ 本人確認書類</p> <p>ニ 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>(1) 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2020年1月1日から3月31日</p>	$A \div M \times 6 - B \times 6$  A：2020年1月から3月の間の事業収入の合計 M：開業日の属する月から2020年3月の間の開業月数（開業した月は、操業日数に関わらず、1か月とみなす。ただし、2019年1月から12月の間に開業し、2019年の

	<p>の間であり、当該届出書の提出日が2020年5月1日以前であり、税務署受付印が押印（Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。（2）事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）（事業開始の年月日が2020年1月1日から3月31日までで、当該申告書の提出日が2020年5月1日以前であり、受付印等が押印されていること。）</p>	<p>事業収入が存在しないために本特例を用いる場合には、3とする。） B：2020新規開業 対象月の月間事業収入。</p>
--	---	---

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合

場合	証拠書類等の特例	算定式及び基本情報等の特例
<p>1 2019年1月から12月の間に開業した場合</p>	<p>2019年1月から12月の間に開業した場合であって、対象月の業務委託契約等収入が、2019年の月平均の業務委託契約等収入に比べて20%以上50%未満減少している場合、次の証拠書類等の特例並びに右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第4項で定める証拠書類等 二 次に掲げるいずれかの書類 イ 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）（開業日が2019年12月31日以前で、当該届出書の提出日が2020年4月1日以前であり、税務署受付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。） ロ 事業開始等申告書（地方公共団体が発行。）（事業開始の年月日が2019年12月31日以前で、当該申告書の提出日が2020年4月1日以前であり、受付印等が押印されていること。）</p>	<p><math>A \div M \times 12 - B \times 12</math> A：2019年の年間業務委託契約等収入 M：2019年の開業後月数（開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす。） B：対象月の業務委託契約等収入</p>
<p>2 2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する場合</p>	<p>2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する者の場合、次の証拠書類等の特例並びに右の計算式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>一 第6条第4項で定める証拠書類等（第6条第4項第1号イ又は同項第2号イについては、罹災証明書を受けた年の前年分に係るもの。）二 罹災証明書等（2018年又は2019年に発行されたものに限る。）</p>	<p><math>A - B \times 12</math> A：罹災証明等を受けた年の前年の年間業務委託契約等収入 B：対象月の業務委託契約等収入</p>